

桑名市告示第73号

桑名市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月18日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成25年桑名市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「審判請求」を削り、同条中「市長が行う審判請求」を「この告示による事業」に、「配偶者若しくは2親等以内の親族がいない者又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある者若しくは審判請求を行う意思がないという事情にある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

(2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

(4) 生活保護法第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者

(5) 老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、本市が措置を決定し、実施している者

第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「市長は、」の次に「後見報酬の助成を受けている」を加え、同条を第13条とする。

第9条中「費用等」を「後見報酬」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「費用等」を「審判請求費用」に、「成年被後見人等又は成年後見人等」を「申立人」に、「桑名市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書」を「桑名市成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書」に改め、「添付して」の次に「、家庭裁判所が決定した審判確定日から起算して90日以内に」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 後見報酬の助成を受けようとする成年被後見人等は、桑名市成年後見制度利用支援事業助成金（後見報酬）交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、家庭裁判所が決定した報酬付与の審判日から起算して90日以内に市長に申請しなければならない。

第8条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

（審判請求費用の助成額）

第9条 審判請求費用の助成額は、次に掲げる費用とする。

- (1) 収入印紙代
- (2) 切手代
- (3) 診断書作成料
- (4) 戸籍謄本、住民票等取得費用
- (5) 鑑定費用

（後見報酬の助成額）

第10条 後見報酬の助成額は、家庭裁判所が決定する後見報酬の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 在宅生活者 月額 28,000円
- (2) 施設等入所者 月額 18,000円

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が成年後見人等となっている場合は、後見報酬の助成を行わないこととする。

3 助成の申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合において、当該成年被後見人等の相続人及

び相続財産管理人から後見報酬の全部又は一部を受領することができないときは、後見報酬を付与するとされた成年後見人等を助成の対象とする。

第7条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者に、当該者が負担すべき費用等（審判請求費用又は成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬（以下「後見報酬」という。）をいう。以下同じ。）を助成することができる。

(1) 審判請求費用 成年後見制度の利用開始に係る審判請求を行い、その審判が確定した対象者であつて、かつ、その請求を行った者（以下「申立人」という。）及び当該申立人の世帯員全員が次のいずれかに該当するもの

ア 生活保護受給者

イ 資産及び収入等の状況からアに準ずるものと認められる者

(2) 後見報酬 成年被後見人等である対象者であつて、かつ、前号のア又はイに該当するもの
第7条第2項を削り、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「4親等以内の親族」を「親族等」に改め、同条第1項中「4親等以内の親族」を「親族等」に改め、「当該親族」の次に「等」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項中「4親等以内の親族」を「親族等」に改め、同条第2項中「4親等以内の親族」を「親族等」に改め、「、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を通じ」を削り、「という。）」の次に「又はその親族等」を加え、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（市長が行う審判請求の要件）

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、対象者に関して、次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 認知症高齢者等の事理を弁識する能力の程度

(2) 認知症高齢者等の配偶者又は4親等以内の親族（以下「親族等」という。）の存否及び親族等による本人保護の可能性

(3) 認知症高齢者等又は親族等が審判請求を行う見込み

(4) 本市又は関係機関が行う福祉施策の活用による認知症高齢者等に対する支援策の効果

(5) 認知症高齢者等の生活、資産及び収入の状況

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

桑名市成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書

年 月 日

（宛先）桑名市長

成年後見制度利用支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。なお、この申請の決定のために、桑名市が申立人及び世帯を同一にする世帯員の住所、収入、生活保護の受給状況等の必要な情報を調査、確認することに同意します。

記

申 立 者 (申立人)	住 所	〒 ー (電話： ー ー)		
	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
審判の 対象者	住 所	〒 ー □申請者と同じ (電話： ー ー)		
	ふりがな 氏 名	□申請者と同じ		
	申請者との関係			
助成金交付申請額		円		
申請資格		<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 資産及び収入等の状況から生活保護受給者に準ずるもの		
振込先 金融機関	金融機関名・支店名	種別	口座番号	口座名義人
	銀行 店 金庫 支所 農協 出張所	普通 当座		

【添付書類】

- 家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始申出書（1/2頁、2/2頁）の写し
- 審判の請求に要した費用の領収書の写し
- 申請者と本人の続柄が分かる書類の写し（戸籍謄本、住民票等。申請者が本人の場合は不要。）
- その他市長が必要と認めるもの

（生活保護受給者に準ずるもの）

- 資産及び収入の状況が分かる書類（預貯金通帳の写し等）

桑名市成年後見制度利用支援事業助成金（後見報酬）交付申請書

年 月 日

（宛先）桑名市長

成年後見制度利用支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。なお、この申請の決定のために、桑名市が申請者及び世帯を同一にする世帯員の住所、収入、生活保護の受給状況等の必要な情報を調査、確認することに同意します。

記

(成年被後見人等)	申請者	住所	〒 ー ー (電話： ー ー)		
		ふりがな氏名			
		生年月日	年 月 日		
(成年後見人等)	代理人	住所	〒 ー ー (電話： ー ー)		
		ふりがな氏名			
		申請者との関係	<input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 <input type="checkbox"/> 補助監督人		
		助成金交付申請額	円		
		報酬付与の審判日	年 月 日		
		申請資格	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 資産及び収入等の状況から生活保護受給者に準ずるもの		
振込先金融機関	金融機関名・支店名		種別	口座番号	口座名義人
	銀行	店	普通 当座		
金庫	支所				
農協	出張所				

【添付書類】

- 報酬付与の審判書謄本の写し
- 家庭裁判所に提出した収支状況報告書及び財産目録の写し
- その他市長が必要と認めるもの

(生活保護受給者に準ずるもの)

- 資産及び収入の状況が分かる書類（預貯金通帳の写し等）

様式第2号の次に次の1様式を加える。
様式第3号（第11条関係）

桑名市成年後見制度利用支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

第 号の
年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付で申請のありました桑名市成年後見制度利用支援事業助成金については、桑名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

助成の種類	<input type="checkbox"/> 審判請求費用	<input type="checkbox"/> 後見報酬
交付決定額	金	円
却下理由		
その他		

附 則
この告示は、令和6年4月1日から施行する。